留学生会員に対する帰国後の会費免除規定

1996 年 11 月 5 日 理事会制定 2001 年 2 月 13 日 理事会一部変更 2006 年 3 月 22 日 理事会一部変更 2013 年 3 月 26 日 理事会一部変更

(目 的)

第1条 本規定は,本会に入会した留学生に対し,帰国後の研究活動を支援し,もってそれぞれ の地域の発展に資することを目的とする。

(支援の内容)

第2条 3年間にわたり会費支払いを免除し,かつ日本機械学会誌を同期間中送付する。ただし 航空便での送付を希望する場合は,その送料を本会に支払わなければならない。

(対象者)

第3条 本会が指定する国の国籍を有する留学生(学部,修士課程,博士後期課程の在籍者または修了者)で,入会後1年以上経過しており,かつ本会指定対象国に帰国あるいは移住した者。ただし研究生は対象者に含めない。

なお,指定対象国は別途定める。

(申請手続き)

第4条 会費免除を希望する者は,本会所定の用紙に課程修了を証明する書類(コピー可)を付して申請する。申請は帰国前に行うこともできるが,連絡先は第3条に規定する対象国のいずれかとする。

(資格の喪失)

第5条 当該会員が第3条規定の対象国以外の地域に移住した場合は,会費免除の資格を喪失する。

[関連規定]「運用に関する申合せ」

留学生会員に対する帰国後の会費免除運用に関する申合せ

1997年2月19日 理事会承認 2013年3月26日 理事会一部変更

1. 指定対象国

DAC (Development Assistance Committee) 統計上の ODA 対象国。 ただし,高中所得国 (Upper Middle Income Countries and Territories) を除く。

2.見直し

指定対象国の見直し

指定対象国は, DAC List of ODA Recipients (www.oecd.org/dac/stats/daclist) 等を参考に数年毎に見直す。

本制度の見直し

本制度は,対象会員数 100 名程度を目処に,適用者の増減に伴って随時見直しを行う。

3.実施

1997年より申請を受け付け,1998年より実施する。